

海老名市立勝瀬保育園  
移管先事業者選定委員会

選定結果報告書

令和3年1月

## 1 はじめに

近年、全国的な問題となっている「待機児童問題」については、当市においても抱えている大きな問題です。このため、現在、待機児童の解消を喫緊の課題として捉え、保育園の新設等による定員拡大の取り組みを鋭意進めているところです。

しかしながら、全国的には人口減少社会が到来していることから、近い将来、保育需要も減少することが想定されるため、老朽化対策も含めた今後の公立保育園のあり方を整理する必要があります。

このため、海老名市では、平成30年8月に、今後の公立保育園の運営方針を定めた「公立保育園のあり方」を策定しました。

この中で、海老名市立勝瀬保育園（以下、「勝瀬保育園」という。）については、海老名駅から徒歩20分圏内であり、今後とも保育需要の見込める地域であるため、民営化を行った上で存続させる方向性を決めました。

これに基づき、勝瀬保育園の管理及び運営を引き継ぎ、今後も子どもたちやこの地域住民に親しまれ、愛される保育園として市とともに児童福祉を支えていく事業者を公募型プロポーザル方式にて選定するため、事業者を募集しました。

この度、令和2年11月から令和3年1月にかけて、計4回の選定委員会を開催し、移管先事業者を選定しましたので、その結果を報告します。

## 2 募集にあたっての基本理念

勝瀬保育園では、次に掲げる理念、基本方針及び目標に従い、昭和53年から40年以上にあたり保育を行っています。この精神を受け継ぐとともに、民間事業者の発想を生かし、より良い保育を目指すものとししました。

また、保育内容の向上を図る場合にあっても、在園児が現在の保育環境に慣れ親しむとともに、行事はもとより、毎日の保育園での生活を楽しみにしていることを最大限尊重し、保育にあたるものとししました。

### (1) 保育の理念

子どもの最善の利益を考慮し、一人ひとりを大切にし、保護者からも信頼され、地域に開かれた保育園を目指す

### (2) 保育の基本方針

家庭や地域社会と連携を図り、豊かな心を持った子どもを育てる

### (3) 保育の目標

- ・ 良く遊ぶ子ども
- ・ 心豊かで思いやりのある子ども
- ・ 人と協力していける子ども

### 3 施設の概要

(1) 名称

勝瀬保育園

(2) 所在地

海老名市勝瀬8番1号

(3) 施設の概要

ア 構造

鉄筋コンクリート造（2階建）

イ 敷地面積

1254.24 m<sup>2</sup>

（園舎部分と、未舗装の道路を隔てプール部分の2か所に分かれています。）

ウ 延床面積

434.00 m<sup>2</sup>

(4) 定員等

（令和2年10月1日現在）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
認可定員	6名	9名	10名	10名	10名	15名	60名
現員	3名	9名	10名	12名	10名	12名	56名

(5) 設立年月日

昭和53年4月1日

### 4 移管時期

(1) 引き継ぎ期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(2) 移管時期

令和4年4月1日

### 5 選定委員

委員長	岡田 尚子	委員	(保健福祉部長)
副委員長	内田 拓垂	委員	(保健福祉部次長 (子育て担当))
	鶴間 由美子	委員	(保健福祉部次長 (福祉担当) 兼福祉事務所長)
	告原 幸治	委員	(財務部次長)
	奥田 ともみ	委員	(保育・幼稚園課長)
	北原 里江	委員	(勝瀬保育園長)
	八田 裕幸	委員	(学識経験者 (労務関係))
	諏訪 文男	委員	(学識経験者 (財務関係))
	鍛冶 邦彦	委員	(学識経験者 (児童福祉関係))
	小島 道雄	委員	(保護者代表)
	村松 慶隆	委員	(保護者代表)

## 6 応募資格

応募資格を有する者は、令和2年10月1日現在において、海老名市内で認可保育園を運営している法人であることを条件とし、次の全てを満たすものに限りしました。

- (1) 児童福祉の本旨を理解し、勝瀬保育園が積み重ねてきた保育の実績を尊重するとともに、これを継承していく力量を擁すること。
- (2) 当該保育園を現在の場所で、無償貸与期間\*満了後も長期にわたり安定的に運営すること。また、そのための能力を有すること。
- (3) 海老名市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団経営支配法人に該当していないこと。
- (4) 最近1年間に、国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。
- (6) 現場説明会に参加していること。
- (7) その他、法令等に違反していないこと。

※ 土地に関しては、移管後10年間は無償貸与としました。

## 7 申請者

- (1) 社会福祉法人夢の成る木  
代表者 理事長 吉川 孝道  
所在地 海老名市国分北四丁目12番28号
- (2) 社会福祉法人プレマ会  
代表者 理事長 古谷田 紀夫  
所在地 大和市上草柳164番5

## 8 選定委員会開催経過

- (1) 第1回選定委員会  
開催日 令和2年11月6日(金)  
時間 午後7時から10時まで  
会場 海老名市役所4階401会議室  
内容  
ア 海老名市立勝瀬保育園移管先事業者募集要項(案)について  
イ 海老名市立勝瀬保育園移管先事業者審査要領(案)について  
ウ その他
- (2) 第2回選定委員会  
開催日 令和2年11月25日(水)  
時間 午後7時から9時まで  
会場 えびなこどもセンター2階201会議室  
内容  
ア 前回の委員会での論点の整理について  
イ 海老名市立勝瀬保育園移管先事業者募集要項の決定について  
ウ 海老名市立勝瀬保育園移管先事業者審査要領の決定について  
エ その他

(3) 第3回選定委員会

開催日 令和3年1月16日(土)

時間 午前9時30分から正午まで

会場 えびなこどもセンター2階201会議室

内容

ア 面接審査の流れについて

イ 共通質問事項について

ウ 事業者面接審査

(4) 第4回選定委員会

開催日 令和3年1月27日(水)

時間 午後7時から7時45分まで

会場 えびなこどもセンター2階201会議室

内容

ア 海老名市立勝瀬保育園移管先事業者の決定について

イ その他

(5) 保護者意見の反映

全ての委員会において、勝瀬保育園在園児の保護者の傍聴を認めました。

また、保護者の意見を選定に反映させるため、選定委員会終了後に、保護者間で話し合いをできる時間を設定したほか、保護者代表委員が実施するアンケートについて、保育園での配布・回収を行いました。これにより、保護者代表委員への意見集約を図り、選定に反映させるものとなりました。

## 9 審査方法

(1) 選定方法

事業者の選定については、海老名市立勝瀬保育園移管先事業者選定委員会において、資格審査、書類審査、面接(プレゼンテーション)及び法人が既に運営している保育園の施設見学により実施しました。

審査は、10の選定基準について、別に定める「海老名市立勝瀬保育園移管先事業者選定委員会審査要領」により採点し、委員会としての決定に至りました。

(2) 資格審査

応募資格の有無について事務局にて審査を行いました。資格のない事業者は、ありませんでした。

(3) 面接審査

面接審査については、第3回選定委員会において行いました。

事業者に対し、申請書類に沿って移管先事業者としての適性をプレゼンテーションすることを求めました。当初、1応募者当たり30分の予定としていましたが、委員からの質疑応答を充実させ、詳細に審査するため、説明10分、質疑応答30分の計40分にわたり行いました。

(4) 施設見学

応募事業者が既に海老名市内で運営している保育園について、選定委員による施設見学を1月13日(水)に行いました。なお、新型コロナウイルス感染症対策として、2

グループに分け、1回あたりの人数を少人数にとどめ行いました。

また、勝瀬保育園在園児の保護者から施設見学の希望があったときは、同様に対応するよう求めました。

## 10 選定基準

次に掲げる事項等を考慮して総合的に審査して選定しました。

- (1) 勝瀬保育園の運営を引き継ぎ、保育サービスの向上を図る能力を有していること。
  - ・ 勝瀬保育園における保育を引き継ぎ、発展させる能力
  - ・ 全ての児童を公平に受け入れる能力
  - ・ 児童の安全・安心の確保  
(防災・防犯・衛生・健康管理・虐待・アレルギー・障がい児対応等)
  - ・ 利用者のニーズを捉え、サービスの向上を図る能力
  - ・ 保育サービスに関する新たな提案内容
  - ・ 客観的な評価を行い、質の向上につなげる能力
- (2) 勝瀬保育園の今後の運営について、明確な理念及び計画を有していること。
  - ・ 民営化後の保育所運営の理念
  - ・ 配置する施設長の像
  - ・ 民営化後の園舎建て替え計画
  - ・ 民営化後の敷地の利用計画
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
  - ・ 既に運営している認可保育園その他の事業の業務実績及び財務状況
  - ・ 職員雇用計画及び労働条件
  - ・ 管理運営組織体制
  - ・ 苦情受け付け体制
- (4) その他
  - ・ 勝瀬保育園が築き上げてきた地域との関係性その他を受け継ぐ能力
  - ・ 法令遵守能力
  - ・ 子育て支援事業に係る新たな提案内容
  - ・ 地域との交流に係る提案内容
  - ・ 現在勝瀬保育園に勤務している者の採用計画
  - ・ 保育内容の引き継ぎ方法及び費用負担の考え方
  - ・ その他

## 11 判定方法

- (1) 資格審査に合格した者のみ、次の審査に進むものとする。
- (2) 委員会による審査については、書類審査、面接審査、その他の結果を総合的に判断し、審査基準表に基づき、評点を審査票に記入する。
- (3) 各委員の採点結果を事務局が集計する。
- (4) 集計結果について、審査票を提出した委員の数で除し、小数点以下を四捨五入する。
- (5) 評点が6割に満たない場合は失格とする。また、失格点を設定した項目のうち1か所でも基準の点数を下回った場合は、失格とする。

- (6) ここまでの審査にすべて合格した事業者のうち、最高得点を獲得した事業者を移管先事業者とする。

## 12 審査結果

- (1) 資格審査結果  
全事業者合格
- (2) 委員会審査結果  
社会福祉法人プレマ会を選定

## 13 選定総評

- (1) 審査評点（全委員の評点の平均点）  
社会福祉法人夢の成る木 195点（参考；上位に指名した委員の数 3名）  
社会福祉法人プレマ会 221点（参考；上位に指名した委員の数 8名）
- (2) 所見

提案者	審査概要
社会福祉法人 夢の成る木	既存の保育園の運営状況や財務状況に特段の問題はないものと認められました。学童保育の併設や、自然と芸術を生かした特色ある保育について、評点を得ました。
社会福祉法人 プレマ会	既存の保育園の運営状況や財務状況に特段の問題はないものと認められました。建替計画等で今後調整すべき点がありますが、職員採用や保育内容についての提案内容など、勝瀬保育園の保育の継続性の視点から、高い評点を得ました。

審査の結果、申請のあった両事業者ともに保育の安定運営を図られ、今後の永続的な運営が期待できることが確認できました。募集にあたっての基本理念に定めた、勝瀬保育園における保育の理念や従来の保育内容を受け継ぐことがより強く期待できることから、社会福祉法人プレマ会を海老名市立勝瀬保育園の移管先事業者とすることに決定しました。

# 採点集計票

- ・各審査項目について、評価基準を参考に採点する。
- ・合計得点が、最低基準(6割:180点)を下回った場合は、失格とする。
- ・欠格条項(網掛け部分)が規定の点数を下回った場合は、失格とする。

審査項目	最低点	配点	社会福祉法人夢の成る木	社会福祉法人プレマ会	項目 上限点
1 勝瀬保育園の運営を引き継ぎ、保育サービスの向上を図る能力を有していること。					
(1)勝瀬保育園における保育を引き継ぎ、発展させる能力	12	20	13	16	75
(2)全ての児童を公平に受け入れる能力	6	10	7	7	
(3)児童の安全・安心の確保 (防災・防犯・衛生・健康管理・虐待・アレルギー・障がい児対応等)	12	20	13	16	
(4)利用者のニーズを捉え、サービスの向上を図る能力		10	6	7	
(5)保育サービスに関する新たな提案内容		5	3	4	
(6)客観的な評価を行い、質の向上につなげる能力		10	6	7	
2 勝瀬保育園の今後の運営について、明確な理念及び計画を有していること。					
(1)民営化後の保育所運営の理念	12	20	13	16	80
(2)配置する施設長の像	12	20	13	15	
(3)民営化後の園舎建て替え計画		20	12	13	
(4)民営化後の敷地の利用計画		20	13	14	
3 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。					
(1)既に運営している認可保育園その他の事業の業務実績及び財務状況	12	20	15	14	70
	6	10	7	7	
(2)職員雇用計画及び労働条件	9	15	11	11	
	9	15	11	11	
(3)管理運営組織体制		5	3	4	
(4)苦情受け付け体制		5	3	3	
4 その他					
(1)勝瀬保育園が築き上げてきた地域との関係性その他を受け継ぐ能力		5	3	4	75
(2)法令遵守能力		5	3	4	
(3)子育て支援事業に係る新たな提案内容		5	3	3	
(4)地域との交流に係る提案内容		10	6	7	
(5)現在勝瀬保育園に勤務している者の採用計画	12	20	13	15	
(6)保育内容の引き継ぎ方法及び提案内容		10	6	8	
(7)保育内容の引き継ぎの費用負担の考え方		5	3	4	
(8)その他		15	9	12	

	社会福祉法人夢の成る木	社会福祉法人プレマ会	満点
合計	195	221	300
(参考)上位に指名した委員の数	3	8	

移管先事業者

社会福祉法人プレマ会